

平成 30 年 7 月 2 日

株式会社東日本銀行との間での相続関連業務の取扱い開始 に関するお知らせ

株式会社山田エスクロー信託
代表取締役社長 篠笛 弘一

株式会社山田エスクロー信託は、株式会社東日本銀行との間で相続関連業務の取扱いを開始いたしますので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

1. 業務取扱い開始の趣旨

近年の高齢化社会を背景に拡大する財産承継に係るお客様のニーズに応えるため、相続業務の豊富な経験・専門性を有する当社は、東京都中央区に本店を置く、株式会社東日本銀行と「遺言信託業務」、「遺産整理業務」をお客様に提供していくことに合意したものです。

当社では、今後も司法書士法人山田合同事務所をはじめとした山田グループ各社の機能を活用するとともに、地域に密着したサービス向上を図るため、順次開設している支店と連携して、信託会社としての専門性を発揮した高度なサービスをお客様に提供してまいります。

2. 業務提携の内容

当社は平成 30 年 7 月 2 日（月）より、株式会社東日本銀行の本支店において「遺言信託業務」及び「遺産整理業務」の提供を開始いたします。

(1) 遺言信託業務

遺言に関するご相談、遺言書の作成助言および保管、遺言の執行を一括してお引き受けする業務

(2) 遺産整理業務

遺産分割手続等（財産の調査、財産目録の作成、遺産分割協議書による遺産分割手続の実行等）を相続人に代わってお引き受けし、分割協議書の作成に必要な知識情報・参考案の提示や相続人の意見が一致した場合の文書化への協力等の支援を行う業務

3. 株式会社東日本銀行の概要

(1) 商号	株式会社東日本銀行
(2) 本店所在地	東京都中央区日本橋三丁目 1 1 番 2 号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役頭取 大神田 智男
(4) 事業内容	銀行業
(5) 資本金の額	383 億円

4. 日程

業務提携契約締結日 平成 30 年 6 月 29 日
業務開始日 平成 30 年 7 月 2 日

以上